

主な全国自治体が策定したガイドラインの概要

	川崎市	京都府	京都市	東京都	愛知県
策定期期 (施行時期)	2017. 11. 9 (2018. 3. 31)	2018. 3 (2018. 3)	2018. 6 (2018. 7)	2019. 3. 29 (2019. 4. 1)	2022. 9. 1 (2022. 10. 1)
名 称	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に基づく「公の施設」利用許可に関するガイドライン	京都府公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続に関するガイドライン	ヘイトスピーチ解消法を踏まえた京都市の公の施設等の使用手続に関するガイドライン	東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例第11条に規定する公の施設の利用制限に関する基準	愛知県人権尊重の社会づくり条例第9条「公の施設に関する指針」
①ヘイトスピーチの定義及び具体例	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律第2条に定める「不当な差別的言動」 具体例（法務省「参考情報」の引用） ①特定の民族等に属する集団を一律に排斥する内容（例えば、特定の民族等について、一律に「日本から出て行け」などとするもの） ②特定の民族等に属する集団の生命、身体等に危害を加えるとする内容（例えば、特定の民族等について、「皆殺しにしろ」などとするもの） ③特定の民族等に属する集団を蔑称で呼ぶなどして殊更に誹謗中傷する内容				
②不許可・許可取消の要件	①当該施設利用において、不当な差別的言動の行われるおそれが客観的な事実に照らして具体的に認められる場合 かつ ②その者等に施設を利用させると他の利用者に著しく迷惑を及ぼす危険のあることが客観的な事実に照らして明白な場合	①「不当な差別的言動」が行われることが、客観的な事実に照らし、具体的に明らかに予測される場合 または ②「不当な差別的言動」が行われる蓋然性が高いことによる紛争のおそれがあり、施設の管理上支障が生じるとの事態が、客観的な事実に照らし、具体的に明らかに予測され、警察の警備等によってもなお混乱を防止できないことが見込まれるなど特別な事情がある場合	①「不当な差別的言動」が行われることにより、人格権をはじめとする基本的人権を侵害することが客観的な事実に照らし、具体的に明らかに予測される場合 または ②「不当な差別的言動」が行われる蓋然性が高いことによる紛争のおそれがあり、施設の管理上支障が生じるとの事態が、客観的な事実に照らし、具体的に明らかに予測され、警察の警備等によってもなお混乱を防止できないことが見込まれるなど特別な事情がある場合	①ヘイトスピーチが行われる蓋然性が高いこと かつ ②ヘイトスピーチが行われることに起因して発生する紛争等により、施設の安全な管理に支障が生じる事態が予測されること	客観的・具体的な事実に照らし、「ヘイトスピーチを行うおそれがある」ことが明らかな場合  〔※ヘイトスピーチが行われることに起因して、他の利用者に危害又は迷惑を及ぼす可能性があり、各施設の管理に支障が生じる事態が明らかに予想される場合には、上記に加え、各施設の定める審査基準により、不許可又は条件付き許可などの対応をすることを妨げない。〕
③利用制限の種類	警告、条件付き許可、不許可許可の取消し	条件付き許可、不許可許可の取消し	条件付き許可、不許可許可の取消し	不許可許可の取消し	不許可許可の取消し
④ガイドラインの根拠法令	川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例第16条に規定する「公の施設の利用許可等の基準」として作成	ヘイトスピーチ解消法第2条に規定するヘイトスピーチが行われるのを防止するため、各施設の設置及び管理に関する条例等に基づく使用制限規定の適用について解釈・運用する際に拠るべき基準として作成	ヘイトスピーチ解消法第2条に規定するヘイトスピーチが行われるのを防止するため、各施設の設置及び管理に関する条例等に基づく使用制限規定の適用について解釈・運用する際に拠るべき基準として作成	東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例第11条に規定する「公の施設の利用制限に関する基準」として作成	愛知県人権尊重の社会づくり条例第9条に規定する「公の施設に関する指針」として作成
⑤利用申請から許可・不許可等の決定までの手続き及び利用許可の取消	申請から許可決定、許可の取消にかかるフロー図を示すとともに、「第三者機関」からの意見聴取を明記。また、ガイドラインの定める手続きに適合した適切な標準処理期間への変更を求めている。	申請から許可決定、許可の取消にかかる流れを端的に説明した上「第三者機関」からの意見聴取について明記。（適切な標準処理期間への変更については明記していない。）	申請から許可決定、許可の取消にかかる流れを端的に説明した上「第三者機関」からの意見聴取について明記。（適切な標準処理期間への変更については明記していない。）	申請から許可決定、許可の取消にかかる簡単なフロー図を示すとともに、「第三者機関」からの意見聴取について明記。（適切な標準処理期間への変更については明記していない。）	申請から許可決定、不許可、許可取消にかかる簡単なフロー図を示すとともに、「愛知県人権施策推進審議会」への意見照会について明記。（適切な標準処理期間への変更については明記していない。）
⑥利用制限について恣意的判断を排除するための機関の設置	「川崎市差別防止対策等審査会」（設置根拠：川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例）	「京都府人権教育・啓発施策推進懇話会」（設置根拠：京都府人権教育・啓発施策推進懇話会設置要綱）	「京都市人権文化推進懇話会」（設置根拠：京都市人権文化推進懇話会開催要綱）	「審査会」（設置根拠：東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例）	「愛知県人権施策推進審議会」（設置根拠：愛知県人権尊重の社会づくり条例）